

令和5年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 令和5年7月18日（火）午後1時から午後1時56分まで
- 2 場 所 西三河総合庁舎 7階 701会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事

（1）議題

愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について
外来医療計画の改定について

（2）報告事項

第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について
愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について
愛知県地域保健医療計画圏域項目の今後のスケジュールについて

6 会議の内容

○事務局（彦田西尾保健所次長）

ただ今から、「令和5年第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」を始めさせていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます西尾保健所次長の彦田でございます。よろしくお願いいたします。

本日この会議の所要時間は、概ね60分を目途にさせていただきたいと思っております。

それでは開催に先立ち、事務局を代表し西尾保健所長の宇佐美から御挨拶申し上げます。

○事務局（宇佐美西尾保健所長）

皆さんこんにちは、愛知県西尾保健所長の宇佐美と申します。

本日は、お忙しい中、また大変暑い中、「令和5年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。構成員の皆様方におかれましては、日頃から本県の保健医療行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この会議は、西三河南部東圏域における保健医療福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係する行政機関、団体、その他の関係者の皆様方の御意見をいただくこと及び関係機関等の相互の連絡調整を行うことにより、これらの施策における連携を図ることを目的としております。

今回の会議では、「愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」の審議、それから「第9期愛知県高齢者福祉医療計画の策定について」に関する報告、「愛知県地域保健計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」に関する報告等を予定しております。

この地域の住民の方々の健康と福祉の向上のため、皆様方の活発な御議論をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

本日の出席者の皆様の御紹介ですが、時間の都合もございますので、お手元に配布しております「出席者名簿」、「配席図」に代えさせていただきます。

会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料として、「次第」、「令和5年度 西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議 構成員名簿」、「会議開催要領」、

「資料1-1 医療計画作成要領について」、

「資料1-2 医療計画（圏域項目）見直しに係るスケジュールについて」、

「資料1-3 愛知県地域保健医療計画圏域項目（原案）」、

「資料2 愛知県外来医療計画について」、

「資料3 第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」、

「資料4-1 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、

「資料4-2 医療計画に記載されている医療機関名 別表」。

そして、本日机の上には「出席者名簿」と「配席図」を配布させていただいております。不足等ございましたらお知らせください。

次にこの会の成立について報告します。本日、代理出席が3名ございますが委任状を提出していただいております。構成員16名中現時点で出席 15名、代理出席3名を含め15名出席しておりますので開催要領第4条第3項の規定により本会議は有効に成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の選出についてお諮りいたします。

この会議の議長につきましては、開催要領第4条第2項で「会議の議長は会議開催の都度、互選により決定する」となっています。誠に僭越ではありますが、事務局といたしましては、岡崎市医師会長の「小原様」を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（意義なしの声あり）

異議なしとご発言いただきましたので、議長につきましては、岡崎市医師会長の小原様に決定させていただきます。

以降、会議の進行につきましては、議長にお願いしたいと思います。

○議長（小原岡崎市医師会長）

岡崎市医師会長の小原です。御指名により、本日の会議の議長を務めさせていただきます。

暑い中ですので定刻に終わりたいと思いますので、早速議事を進めさせていただきます。

それでは、ただ今から、「令和5年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」を始めます。この地域の保健・医療・福祉の連携のため有意義な会議となりますよう議事の円滑な運営を進めて行きたいと思いますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

では、議事に入ります前に、この会議の公開・非公開の取り扱いについて、決めておく必要がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

この会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。本日は、非公開とする議事はありません。すべて公開にしたいと考えております。

なお、会議の開催の御案内は、当保健所のホームページに掲載されており、本日の会議の概要及び会議録につきましても、後日、掲載することとなっておりますので、御承知おきください。

また、会議の記録の為、マイクをお持ちしますので、申し訳ございませんが、御発言される方はマイクを通じて御発言をお願いします。

なお、会議録の公開に当たり公開前に事前に内容を確認させていただきますので、併せてお願いいたします。

また、本日の傍聴人はございませんので、御報告いたします。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、議事の公開についての説明が事務局からありましたが、この点に関して何か御質問、御意見ありますでしょうか。特に、御発言等無いようですので、本日の会議はすべて公開ということで、始めたいと思います。

ただ今から、会議次第に沿って議事を進めていきますが、概ね60分程度の予定となっておりますので、円滑に進みますよう御協力よろしくをお願いします。

早速、「議題（1）愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林と申します。

初めに、愛知県地域保健医療計画の見直しと見直しに伴うスケジュールについて説明させていただきます。

お手元の「資料1-1 医療計画策定要領について」を御覧ください。

愛知県地域保健医療計画を全面的に見直し、次期医療計画を令和6年3月目途に公示する予定となっております。次期医療計画の計画期間は、令和6年（2024年度）から令和11年（2029年度）までの6年間です。

「1 医療計画の作成方法」です。（2）今まで2次医療圏ごとに作成していた医療圏保健医療計画は県医療計画本文に統合され1項目となります。

（3）医療計画の記載事項についてですが、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」の項目が追加となります。

具体的には2ページ左側「（6）圏域項目の関する事項」を御覧ください。圏域項目は2次医療圏を単位として作成します。圏域項目の内容が「ウ 項目内容（ア）及び（イ）」に記載されています。

（ア）地域の概要として人口構造、人口動態、住民の受療状況について、保健・医療施設と

して、保健医療施設の概況、医療提供体制を記載することになっています。そしてこちらの項目を3ページにまとめることになっています。

(イ) 圏域の医療提供体制として、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等、糖尿病及び精神疾患）、6事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び新興感染症・まん延時における医療）及び在宅医療について、それぞれに現状、課題、今後の方策を記載し、各1ページにまとめることになっています。

全体の次期愛知県地域保健医療計画の項目は、4ページから5ページに載っています。次期愛知県保健医療計画の項目は、「第1部 総論」「第1章 計画の基本理念」から始まり、当医療圏の圏域項目は5ページの左側「第12章 2次医療圏における医療提供体制」、「第8節 西三河南部東」になります。

続きまして、「医療計画（圏域項目）見直しに係るスケジュールについて」説明させていただきます。お手元に「資料1-2 医療計画（圏域項目）見直しに係るスケジュールについて」を御覧ください。

「2 スケジュール」についてですが、左側に「圏域保健医療福祉推進会議」これは今開催している会議のことです。真ん中は「圏域保健医療計画策定委員会」、右側に「県全体」と記載されています。

事務局で作成しました、医療計画圏域項目（たたき台）を、先月6月26日（木）第1回圏域医療計画策定委員会で、御意見をいただき修正し、「資料1-3 愛知県地域保健医療計画圏域項目（原案）」として作成しました。

本日7月18日（火）第1回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議において、「資料1-3 愛知県地域保健医療計画圏域項目（原案）」を審議します。そして8月末までに西三河南部東医療圏圏域項目（原案）を県医療計画課へ提出することとなっています。県は各医療圏からの圏域項目をまとめ、本文とともに10月の医療体制部会において医療計画（試案）として検討していきます。

11月に県は医療審議会において、医療計画（原案）を決定していきます。

令和6年1月に、県は医療計画（原案）についてパブリックコメントを実施します。令和6年1月頃、パブリックコメント等からの修正意見に基づき、第2回圏域医療計画策定委員会を開催し、医療計画圏域項目（原案）の修正を行います。第2回圏域医療計画策定委員会開催後、令和6年1月から2月頃に第2回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議、次回の当会議において医療計画圏域項目（原案）を決定していくこととなります。2月15日までに西三河南部東医療圏圏域項目（案）として県医療計画課へ提出することとなっています。

県は各医療圏からの圏域項目をまとめ、2月に医療体制部会において医療計画案を決定します。3月、県は医療審議会において医療計画を答申します。

これから、「資料1-3 愛知県地域保健医療計画圏域項目（原案）」の内容や方向性について適当であるかのご審議をいただくものです。

医療計画の見直しの概略及び今後のスケジュールについての説明は以上です。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、「議題（１）愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について」の説明をいただきました。

作成要領、スケジュール、そして資料１－３に原案があり、事前に御覧いただいているかと思えます。この議事は承認案件ですので、ただ今から、今の説明を基に御意見、御質問等を伺いたいと思います。何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

○片岡委員（岡崎市保健所長）

岡崎市保健所長の片岡でございます。前回の策定委員会にもうちの担当者がいろいろ意見を申し上げたのですが、私からは、（圏域の医療提供体制（１１））「新興感染症発生・まん延時における医療」の今回新たに加わる項目の中身について、少し意見を申し上げたいと思います。

中を御覧いただいて分かるように、数字部分が「〇〇」、「未確定」で出ています。

これについて承認しろと言われても、なかなか難しいところがございます。県の予防計画、感染症予防計画との整合性もとるといふ話もありますし、我々の中核市が作らないといけない感染症予防計画は、県の予防計画と整合性をとらないといけなく、みんな連動してきます。

表に数字が入らなかったのは、日程の関係で無理があるからだと思えますが、県の会議で伺ったところでは、７月ぐらいから意向調査を感染症対策局が行っていくとのことで、おって確定してくると思えますので、数字とか入れた上で、もう一度委員の皆様には諮っていただかないと、これをもって承認と言われても意見が出ないと思えます。

数字は我々もとても気にしていますし、項目も気にしています。会議の再招集は難しいと思えますので、書面開催という形で緊密に連携を取っていただき、８月末の原案の提出までにはきっちりした物をお願いしたいと思えます。

質問ですが、（圏域の医療提供体制）１１番（新興感染症発生・まん延時における医療）の組み立ては他圏域と整合性といったらなんですけど、他圏域と組み立ては同じようなものですか。今回初めてですので、できれば他圏域と組み立てを一緒にして、次の改訂で独自性を出しても良いと思えます。

今回に関しては、全ての圏域で大体ほぼ一緒にしていただきたいという要望です。

他の項目についても、いろいろ有りますが時間の関係で割愛します。また個別に書面でお願いすることになります。新興感染症については、コメントいただきたいと思えます。

○事務局（西尾保健所齋藤主任専門員）

御質問ありがとうございます。西尾保健所総務企画課齋藤です。

片岡先生のおっしゃるとおり、一部の数字が「未定」とか「〇〇」と書いてあるのは大変恐縮な気持ちです。一応、県庁の感染症対応課へ迅速に、こちらの数字を何らかの形で出すようお願いしている次第であります。ただ結果が出るのが、また最終的な協定数が出るのも来年度になってしまうということで、こちらとしましては意向調査の結果を載せさせていただき、ひとまず計画に反映させて、皆様にお諮りさせていただくしか正直無いのかと考えております。

何らかの数字が出ましたら。すぐ対応させていただきたいと思います。

二つ目の（質問の）他医療圏との整合性と言いますか、調整の御質問ですけれども実際に、他医療圏の計画素案は、見させていただいていますが、こちらとしましても感染症対策課から予防計画をまだ見させていただいてなく、そもそもこの会議に掛けているのが当医療圏と知多（半島）医療圏だけということです。そもそも形にすらなっていない医療圏が、ほとんどの状況です。私としては、他医療圏と足並みをそろえやっていきたいという思いはありますが、現実問題ちょっと厳しいということで、御理解いただければと思います。

○片岡委員（岡崎市保健所長）

今年度は見切り発車と言うと語弊がありますが、例えば次年度以降この部分に関して見直しをかけて計画自体を修正するという考えはあるのか、県庁の方に伺いたいです。

○事務局（愛知県医療計画課福島課長補佐）

6事業目の新興感染症の計画については、医療計画課として何かしらのひな形が必要かと考え事前に、西尾保健所からも話しがありましたが、感染症対策局から、何も示されない状況の中で、保健所には、ひな形をお示しさせていただいております。

先程、知多半島圏域と西三河南部東圏域につきまして、現在新興感染症の項目が出来上がっている状況ですけれども、二つとも見させていただいていますが、大きく何か変わっていることはございません。大体似たようなところで落ち着くのではないかと考えています。

また数字が入らないという話ですけれども、感染症対策局には数字が入った時点で結構な形で医療体制部会に合わせて数字をその都度出して欲しいという話はさせていただいております。

その都度数字は動いていきますが、その時点の最新のものは皆様方にその都度お示ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○小林委員（岡崎市民病院長）

圏域医療計画策定委員を務めさせていただいております岡崎市民病院の小林でございます。策定委員会の際にも各委員の方から発言がありまして、数値データがかなり古いものもあり最新のものにするとか、いろいろ細かいところもありますが、それは修正していただくと幸いです。

今皆様に配られているものが来たとき、この表現を、このような表現にして欲しいと追加で修正の意見を出させていただいているので、それらを反映したものを片岡保健所長から言われましたように、ある程度地域で皆様の意見をまとめたものを一回各委員の先生方に見ていただき最終的にそれを承認する形にしないと表現がもう一歩かなという箇所がいくつかありますので、調整をお願いしたいと思います。

○高村委員（岡崎薬剤師会長）

岡崎薬剤師会の高村と申します。先程の新興感染症の話ですけれども、今回コロナの医薬品

の供給について、なかなか情報が入ってこなくてこの圏域の中で大変な思いをしたと思います。そのようなことがありますので、できましたら例えば医薬品の確保についてのマニュアル的な物の作成を、県で作っていただければありがたいと思います。どのようになっていくか分からない状況ではありますが、前回のコロナ時はマニュアルが無かったので、急遽いろいろ考えながらやったわけです。

そこも併せて、次回新しい新興感染症が発生した場合の医薬品の供給について、是非ともご検討をお願いしたいと思います。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

ありがとうございます。事務局次長の彦田でございます。

今後の感染症の対応につきましては、マニュアル等医薬品に限った話ではなく、整備がされていることございまして、今そういった御意見、御要望、経験から必要性ということで御意見を賜りましたことを、感染症対策局及び医薬安全課にも伝えていきたいと思っております。

○議長（小原岡崎市医師会長）

はいありがとうございます。それでは、一度ここで閉めさせていただきます。

一番の問題は、質問、意見がありました「（11）新興感染症発生・まん延時における医療」の項目かと思っております。6事業目として新興感染症に関する事業があるとの話が出たのは1年以上前です。一昨年ぐらいに既に6事業目を入れますとなっていたのに、今の段階でこの素案しか出てこないことは非常に実はさみしい限りです。

冒頭で説明がありましたように、今回のこの圏域に関してはまず、県全体として資料が作られてその中で圏域項目として作成するというので、今までは冊子として県の物とうちの圏域の物でかなり圏域の資料が厚い資料であったと思いますが、基本的には全体としての計画とこの計画の中の最初の資料1-1の4ページ「第8章 新興感染症発生・まん延時における医療対策」が出来上がっていないと、圏域としての資料1-3（11）の箇所はなんともならないことと思っております。

そこを踏まえて、片岡委員の言われましたように数字が出れば書面で良いから委員の先生方にお伝えしていただき意見を聴いて進めて行くこと。

他は小林委員が言われたように最新のデータに置き換えられる箇所はしっかり変えて行くこと。医療計画策定委員会からのオーダーも盛り込み、それらを踏まえた上でこの原案に関して特に意見がなければ、「てにをは」とかの軽微な修正はこちらに一任させていただくことも含めて、今現在の進め方で承認していただけるでしょうか。

承認していただける方は挙手をお願いします。

挙手全員ということで、今言ったスケジュールで進めて行きたいと思っております。

8月末までに原案を出したとしても、その後、県全体で諮り年明けあたりに、また策定委員会と当会議で最終的な調整をしていき、そこでしっかりした物にしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは議題（2）に移ります。

「議題（２）外来医療計画の改定について」、これも承認事項になります。
それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局（愛知県医療計画課福島課長補佐）

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課の福島と申します。日頃から委員の皆様方におかれましては保健医療福祉につきまして多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは「議題（２）外来医療計画の改定について」を説明させていただきます。お手元の「資料２ 愛知県外来医療計画について」を御覧ください。

「１．策定の趣旨」です。平成３０年７月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が制定され都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設定し、外来医療に係る取り組みを推進することとなりました。

「２．計画の位置づけ」ですが、外来医療計画については医療法の規定により医療計画の一部として位置づけることとなっています。なお、現行の外来医療計画は、令和元年度に医療計画の別冊として策定しておりましたが、改訂の時期が医療計画の本冊と同時になることから次期外来医療計画は医療計画の１項目として策定することとなっています。

「３．計画期間」です。次期外来医療計画の計画期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

「４．協議の場」です。現行の外来医療計画と同様に各構想区域の地域医療構想推進委員会を次期外来医療計画策定後の協議の場として設定します。一方、外来医療計画は医療計画の一部であることから現行の外来医療計画策定時の同様の考え方で、次期外来医療計画の概要の検討については、この圏域保健医療福祉推進会議で行うこととしております。

「５．改正のポイント」です。国のガイドラインの改正のポイントとして、次期外来医療計画は資料１５ページのとおり、外来医療報告に伴う紹介受診重点医療機関に関する記載を追加します。時間の都合もありますので内容の詳細については、本日は省略させていただきます。

外来医療計画では、国のガイドラインに基づき外来医師の偏在状況を客観的に示す指標として２次医療圏単位で外来医師偏在指標を定めることとされており、値が全国の上位３３．３％までに該当する２次医療圏を外来医師多数区域と設定することとされています。現在、国から最終盤のデータの送付はありませんが、現行の外来医療計画と同様、名古屋・尾張中部医療圏のみが外来医師多数区域となる予定です。

その他の項目については、国のガイドラインに大きな変更はありませんので、時点修正とし基本的にこれまでどおり取り組みを継続することを想定しています。

「６．今後のスケジュール（予定）」です。今後１０月に医療審議会医療体制部会、１１月に医療審議会による審議を受けた後、パブリックコメントを実施する予定です。その後、２月に再度医療審議会医療体制部会、３月に医療審議会による審議を経て、答申、公示を予定しています。説明は以上です。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、「外来医療計画の改定について」の説明をいただきました。紹介受診重点医療機関に関する項目追加、当圏域は外来医師偏在指標の該当には入っていないこと、他項目は、ほぼ今までのものを踏襲すると思います。

何かこの点に関しまして。御意見、御質問等ございますか。

特に、御意見、御質問等無いようですので、資料2の「外来医療計画の改定について」承認していただける方は挙手をお願いします。

挙手全員です。それでは全会一致で承認することとさせていただきます。

これで議題（2）を終了させていただきます。続きまして報告事項に移ります。

「報告事項（1）第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（愛知県高齢者福祉課山内課長補佐）

愛知県福祉局高齢福祉課の山内と申します。皆様方には、日頃から本県の高齢者福祉施策に関しまして多大なる御理解と御配慮いただきましてありがとうございます。

本日は、今年度策定します「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」概要を報告させていただきます。お手元の資料3を御覧ください。

「1 策定の目的等」です。この計画は、本県の総合的な高齢者の福祉保健医療の実施や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものです。計画期間は法令で3年と定められており、現行第8期計画の最終年度である今年度に来年度以降2024年度から2026年度を計画期間として第9期計画を策定していきます。

策定に当たり、国が定める基本指針に則して策定することとされています。なお、本計画の一部は、認知症基本法及び県の条例に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置付けています。

「2 第9期計画の位置付け」です。第9期計画では計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることから、地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進めるとともに、地域ごとの人口構造の変化や介護ニーズ等の動向を踏まえ、2040年以降を見据えた中長期的な視点に立って介護サービス基盤の整備を進めていきます。

本日参考に、次ページに西三河南部東圏域での人口の推移に関する資料を付けさせていただきました。上半分が人口の推移のグラフです。その棒グラフは、2020年から2045年までの人口を5年ごとに示しており棒グラフの一番上が、65歳以上人口（高齢者人口）、真ん中の段が15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口です。

合わせて折れ線グラフが2本上と下にありますが、上が年代の人口に対する生産年齢人口割合、こちらは少子高齢化の影響により減少傾向にあります。下の折れ線グラフは、高齢化率65歳以上人口の割合ですが、こちらは上昇傾向で特に2035年から2040年あたりに掛けて急速に高齢化率が高まる傾向にあります。この傾向は、愛知県全体の傾向とも近いような状況です。

資料前ページに戻り、「3 第9期計画における主なポイント」、「(1) 介護サービス基盤の計画的な整備」です。

西三河南部東圏域の人口動態については説明させていただきましたが、県内でも都市部では今後急激に高齢者人口が上昇する地域がある一方、元々高齢者が多い山間部等の地域では高齢者人口が減少していく地域もあるなど地域差がかなりあります。そのような地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を続けていくこととしています。

また、在宅の要介護者数も増加傾向にあることから、その在宅要介護者の生活を支えるため、(看護)小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を図ります。

「(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進」です。次期計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることを踏まえて、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

また、認知症施策については、あいちオレンジタウン構想の理念を継承しつつ、認知症基本法を踏まえて総合的かつ計画的に取り組みを推進していきます。

「(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上」です。今後現役世代の減少などによる介護人材不足が進む中で、安定的に介護サービスの提供体制を確保するため、アクティブシニアを始めとした幅広い層の参入促進や職員の離職防止等の介護人材の確保対策を進めていきます。

事業所における業務の効率化や介護サービスの質の向上など、生産性向上に資する取り組みを進めていきます。

次に、「4 計画策定体制」です。計画策定に当たり関係各分野の方を構成員とした計画策定検討委員会を設置し、幅広い視点から御意見をいただきながら策定を進めていきます。

なお、本日お集まりの委員の皆様方にも愛知県町村会の代表として成瀬幸田町長様に、また愛知県老人福祉施設協議会会長として特別養護老人ホームまどかの郷施設長の太田様に委員として参画をお願いしているところですので、ここで紹介させていただきます。

最後に、「5 策定スケジュール」です。先般7月10日に国の社会保障審議会介護保険部会で冒頭でも申しました、国の基本指針案が提示されており、その内容も踏まえて8月9日に第1回高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会を開催します。そこで計画の構成・骨子案について御意見をいただきます。

その後は、市町村からのヒアリングなども行い市町村計画との調整、医療計画との整合性を図りつつ計画素案を作成します。

12月下旬頃の第2回委員会で、計画素案を諮ります。

その後、年が変わり来年1月下旬頃、パブリックコメントを行い、3月に計画最終案を第3回委員会に諮り、その後計画を策定・公表を行う予定としています。

簡単ではございますが、第9期計画策定につきましては、以上です。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について」の説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございますか。

○太田委員（特別養護老人ホームまどかの郷施設長）

特別養護老人ホームまどかの郷施設長の太田でございます。第9期計画の介護基本方針の中に、国はヤングケアラーの支援について、今回初めて明記されており非常にわれわれも注目、関心を持っていますけれども、県のこの基本方針の中にこのヤングケアラーの明記がされていないのですが、これは何か事情がおりになるのでしょうか。

○事務局（愛知県高齢者福祉課山内課長補佐）

第8期計画において記載されていないと言うことで、当時、そのような定義があまりしっかり無かったと言うことで記載がされていなかったですけれども、今回、国の基本指針案でヤングケアラーの対応が家族介護者の支援の一環として示されておりますので、今回は高齢福祉課だけではなく福祉局の他課と協力して、どのような形で入れ込んでいくかを検討して、おそろく入れていくという形になると思います。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございます。他によろしいですか。冒頭の協議にありました地域保健医療計画の改定とちょうど時期が重なります。先程の要項のように今回の地域保健医療計画に関しては構想区域や老人福祉圏域のことも考慮しながら、今出された第9期高齢者福祉保健医療計画の策定と併せて調整していくのですけれども、それぞれスケジュールを見ると同時進行で調整する時間は無いかと思います。そこはやはり盛り込まなくてはいけないことになっておりますので、是非両方のいろいろな議論を、計画を立てる中でお互い調整しながら、やっていただきたいと思っております。

他に御質問、御意見が無ければ、報告事項（1）を終了させていただきます。

続いて、「報告事項（2）愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林と申します。

お手元の「資料4-1 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

地域保健医療計画（別表）の更新は、愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領に基づき県医療計画課が愛知医療機能情報公表システムの情報及び救急医療に関する実態調査等に関する調査結果を基に行い、更新については圏域保健医療福祉推進会議で報告することと定められています。今回、令和5年5月23日付けで別表が更新されましたので報告します。

ただし、更新内容は多いのですが、資料4-1に記入されている更新された項目として、がんの体系図、脳卒中の体系図、心血管疾患の体系図、救急医療の体系図、周産期医療の体系図、小児救急医療の体系図、へき地医療の体系図について更新されていますが、西三河南部東医療圏での該当項目はありませんでした。

なお、変更後の地域保健医療計画（別表）の全文が、「資料4-2」となっています。

地域保健医療計画（別表）の全文は、愛知県のホームページに掲載されているとともに、保健所及び県民相談・情報センターでも縦覧を行っています。

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新についての説明は以上です。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、説明をいただきました。

何かこの点、御質問、御意見ございますか。

それでは、御意見等がないようですので、続きまして「報告事項（3）愛知県地域保健医療計画圏域項目の今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（西尾保健所小林主査）

西尾保健所総務企画課の小林と申します。

今後のスケジュールについて、繰り返しになりますが説明させていただきます。

お手元に再度、「資料1-2 医療計画（圏域項目）見直しに係るスケジュールについて」を御覧ください。

本日の意見を踏まえ、西三河南部東医療圏圏域項目（原案）に修正を加え、8月末までに西三河南部東医療圏圏域項目（原案）として県医療計画課へ提出します。

県は、各医療圏からの圏域項目をまとめ、本文とともに10月の医療体制部会において医療計画（試案）として検討していきます。

11月に県は、医療審議会において医療計画（原案）を決定していきます。

令和6年1月に県は、医療計画（原案）についてパブリックコメントを実施し、そのパブリックコメントからの修正意見等に基づき、第2回圏域医療計画策定委員会を開催し、意見をいただき医療計画圏域項目（原案）の修正を行います。

第2回圏域医療計画策定委員会開催後の令和6年1月か2月頃、第2回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議、次回の当会議において医療計画圏域項目（原案）を決定していくこととなります。

そして、2月15日までに西三河南部東医療圏圏域項目（案）として県医療計画課に提出することになっています。

次回、第2回目の圏域保健医療福祉推進会議を来年1月又は2月頃を予定していますので御協力をお願いいたします。今後のスケジュールについての説明は以上です。

○議長（小原岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今、「愛知県地域保健医療計画圏域項目の今後のスケジュールについて」、説明をいただきました。

先程の議題でも話が出ましたが、とりあえずの圏域項目（原案）の提出が8月末になっています。圏域の項目（11）新興感染症に関して、少しでも何か具体的な形が出れば、委員の先

生方に資料を配り意見を伺い最終的な第1回目の原案を8月末までに提出していければと思います。

他に何かよろしいですか。それでは、「4 その他」になります。その他について、事務局から、何かありますか。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

特にありません。

○議長（小原岡崎市医師会長）

それでは、これで本日の会議の議題、報告事項は終了しました。

せっかくの機会ですので、何か御意見等ございましたら挙手をお願いします。

それでは、御意見も無いようですので、これにて議事を終了させていただきます。

皆様の御協力により定刻で終わることができました。これで議長の任を終わらせていただきます。

○事務局（彦田西尾保健所次長）

小原議長、ありがとうございました。

以上をもちまして「令和5年度第1回 西三河南部東圏域 保健医療福祉推進会議」を終了させていただきます。

なお、引き続き「第2回 西三河南部東圏域 地域医療構想推進委員会」を開催いたします。午後2時15分開始となります。

それでは以上をもちまして、「保健医療福祉推進会議」を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上